連合神奈川「新型感染症」緊急対策本部 本部長 吉坂 義正

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言発令に伴う 連合神奈川役職員の勤務態勢について

4月7日政府は、神奈川県などを含む7都府県を対象に緊急事態宣言を発令しました。 同日、連合神奈川は、緊急事態宣言を踏まえ、連合神奈川「新型感染症」緊急対策本部(本部長:吉 坂義正)を設置するとともに、第1回緊急対策本部会議を開催し、連合神奈川「新型感染症対策」 (当面の対応指針)を制定し運用を開始しました。

本日、第2回緊急対策本部会議を開催し、当面の対応指針をもとに、来週13日(月)からの連合神 奈川役職員の勤務態勢を決定しましたので、通知します。

これまで経験したことのない環境と勤務態勢となります。格段のご理解とご協力をお願いします。

記

1. 短時間勤務の導入について

以下の期間において、連合神奈川の役職員(地域連合含)については、短時間勤務を導入します。 (1)勤務形態について

- ●導入期間 2020年4月13日(月)~5月31日(日) なお、緊急事態宣言(5月6日まで)が解除された場合、導入期間を短縮する可能性あり。
- ●勤務形態

出社を(月)(水)(金)とし、勤務時間を10:00~16:00を原則とする。

- (火)(木)は、就業免除(感染防止のため自宅待機とする)。
- ※労働相談を含む労働者救済・支援活動について

フリーダイヤルによる電話相談については、内局役職員と同じ短時間勤務で対応とする。 裁判や労使交渉の対応については、感染防止を徹底にて個別対応とする。

- 2. 連合神奈川5月の諸会議について
 - ●4月の運用と同様、5月末までの諸行事・会議は、中止・延期または【書面持ち回り審議】 と致します。(5役会・政治センター幹事会・執行委員会も同様です)

以上

≪内容に関するお問い合わせ先≫

連合神奈川「新型感染症」緊急対策本部 045-211-1133 (連合神奈川)

本部長代行 林 (連合神奈川事務局長) <u>hayashi@rengo. or. jp</u> 事務局長 阿部 (連合神奈川副事務局長) abe@rengo. or. jp